

千葉市告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和3年1月20日

千葉市長 熊谷俊人

| 名 称                  | 所 在 地                      | 指定年月日     |
|----------------------|----------------------------|-----------|
| (診療所)                |                            |           |
| わかば在宅クリニック           | 千葉市若葉区都賀3-25-8<br>都賀HKビル3階 | 令和2年12月1日 |
| (歯科)                 |                            |           |
| 医療法人社団晃成会<br>みずほの森歯科 | 千葉市緑区おゆみ野4-23-1            | 令和2年12月1日 |
| (薬局)                 |                            |           |
| 稲毛海岸マル薬局             | 千葉市美浜区高洲1-21-1<br>三基ビル1F-4 | 令和2年12月1日 |
| 調剤薬局ツルハドラッグ蘇我駅前店     | 千葉市中央区南町2-15-19            | 令和2年10月5日 |